

名称：「周波数選択チャンネル等化・復号装置」事件（審決取消請求事件）
知的財産高等裁判所第1部：平成24年（行ケ）第10261号
判決日：平成25年1月30日
判決：審決取消（請求容認）
民法111条、特許法50条
キーワード：代理権消滅、代理人の意思能力の欠如、送達受領能力、手続瑕疵

【概要】

特許庁が、弁理士A,Bに対して電子情報処理組織を通じて拒絶査定を送達を行った。上記弁理士A,B以外の訴訟代理人が時期に遅れた拒絶査定不服審判を請求し、特許庁がこれを却下した審決が、上記送達が無効であるとして取り消された事案である。

【経緯】

| | |
|-------------|--|
| 平成15年9月8日 | 弁理士A, Bを代理人として、PCT出願を国内移行 |
| 平成20年3月19日 | 弁理士A, Bに対し、電子情報処理組織を通じて拒絶理由通知 |
| 平成21年9月3日 | 弁理士A, Bに対し、電子情報処理組織を通じて拒絶査定謄本送達 (拒絶査定不服審判の請求期限) |
| 平成22年1月4日 | |
| 平成23年12月13日 | 本件訴訟代理人が、拒絶査定不服審判を請求した。 |
| 平成24年3月6日 | 請求期間の超過を理由に審判却下の審決 |

【主な争点】

(1) 本件送達の有効性についての誤認・判断の誤り（取消事由1）及び(2) 審決の手続的瑕疵（取消事由2）

<原告の主張（判決文3頁4行目～4頁9行目）>

- ・弁理士Bは、平成18年1月6日に成年後見登記がなされ、原告の代理権を有していなかった（民法111条）ので、本件送達（拒絶査定謄本送達）は無効である。
- ・弁理士Aは、拒絶査定謄本送達及びこれに先立つ拒絶理由通知の送達時に、既に弁理士業務を遂行し得る能力を有していなかったため、送達受領能力を失っており、当該送達は無効である。
- ・原告らの代理人であった2名の弁理士のうち、Bは既に代理権を失っており、Aは弁理士としての職務を遂行できる能力及び代理人としての送達受領能力を失っている。よって、拒絶査定謄本の送達は、拒絶理由通知が適法になされないまま行われた点で、法50条の手続き上の瑕疵がある。

<被告の主張（判決文4頁10行目～5頁10行目）>

・審査官は、拒絶査定の謄本の送達を電子情報処理組織を使用して行うことができるが、相手方が暗証番号の入力等をして送達を受ける旨の表示をしないときは、この限りではない旨規定されている（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律5条1項、同法施行規則23条の6）。すなわち、拒絶査定の謄本が送達されるためには、相手方が自らの意思で電子計算機を操作して、識別番号及び暗証番号の入力、等の送達を受けるために必要な一連の手続を行うことが必要である。相手方が一定期間、送達を受ける旨の表示を行わない場合には、拒絶査定の謄本は、郵便による送達に回される。拒絶査定の謄本は、平成21年9月3日に電子情報処理組織によって送達された。そうすると、Aは上記操作を自らの意思で行ったと考えられ、拒絶査定の謄本の送達を了承したと考えられる。

・Aは、拒絶理由通知に対して意見書等を提出している。また、他の出願について平成21年9月3日に拒絶理由通知を受け、同年12月2日に意見書などを提出している。このような手続の関与を前提とすれば、Aは代理人としての職務を遂行できる状態にあったと考えられる。

【裁判所の判断】

(1) Bについて

Bは、後見開始の審判を受け、同審判は、平成18年1月5日に確定した。本願に関するBの代理権は、民法111条1項2号の規定により、同審判により消滅した。したがって、Bに対する本件送達は無効である。

(2) Aについて

前記1で認定したとおりのAの状況からは、Aに対して本件送達が行われた当時、Aは、本件送達を受領するに足りる意思能力を欠いていたと認めるのが相当である。すなわち、Aは、平成19年4月の段階で既に●●との診断を受けており、相当程度、意思能力が制限された状態にあり、さらに、本件送達が行われる以前の平成21年4月には、思考内容の貧困化、意欲減退が顕著であり、身体機能も低下し、意思伝達はほとんど不可で、毎日の日課を理解すること、生年月日を言うこと、短期記憶、自分の名前を言うこと、今の季節を理解することはいずれもできない状況にあった。そして、Aの上記の状況は、加齢性変化に加えて、Aが患った●●による影響によるものであるから、不可逆的であり、本件送達が行われるに至るまで漸次悪化していたと認められる。そうすると、本件送達が行われた時点では、Aは、本件送達の意味を理解し適切な行動を行うに足りる意思能力はなかったと解される。受送達者が送達の意味を理解し適切な行動を取るに足りる意思能力を欠く場合には、同人に対する送達は無効であり、工業所有権に関する手続等の特則に関する法律5条1項の規定によるいわゆるオンライン送達の場合も同様に解すべきであるから、Aに対する本件送達は無効である。

しかし、前記認定したとおりのAの意思能力の欠如の程度に照らすと、「A(外1名)」宛に電子情報処理組織による送達が行われたなどの事実をもって、Aが代理人として職務を遂行できる状態にあったと判断することは到底できない。

●●にはA及びB以外に、弁理士及び事務員等が所属していたことからすると、被告主張に係る①又は②の操作並びに拒絶理由通知に対する意見書及び手続補正書の提出は、同事務所内において、Aの意思に基づくことなく行われたものと推測されるから、本件送達の時点でAが送達を受領するに足りる意思能力を欠いていたとの前記認定・判断を左右しない。

以上によれば、原告らに対する拒絶査定の際の本物の有効な送達はいまだされていないから、特許法121条1項所定の拒絶査定不服審判の請求期間(拒絶査定の際の本物の送達があった日から3月)は経過していない。したがって、前記期間が経過したことを理由として、本件拒絶査定不服審判の請求を却下した審決には、同項の「その査定の本物の送達があった日」の認定・判断につき誤りがある

[コメント]

弁理士の業務形態として、個人名義で代理する場合と、特許業務法人として代理する場合、の2つのパターンがあるが、個人名義で代理する場合の問題の一例を示す事案と言える。高齢の弁理士で構成される事務所からの中途受任を受ける場合の救済方法の一例として参考になるかもしれない。

以上